

議案第 7 号

勝山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

勝山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 2 8 年 6 月 9 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令に基づき、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

勝山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年勝山市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(職員) 第 10 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校_____、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 (5)～(9) (略) 4・5 (略)	(職員) 第 10 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 (5)～(9) (略) 4・5 (略)

附 則

この条例は公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。